

新型コロナウイルス対応 福祉施設の事業継続計画（案） BCP(Business Continuity Plan) (2020年3月25日現在)



新型コロナウイルス対応で各施設が対応に苦慮されている中施設から「コロナ対応のBCPの情報はありませんか」とお問い合わせを頂き、少しでもお役に立てればと、当社(民間企業)のBCPをアレンジし作成したものです。
よって一部施設の実情にそぐわない点があるかと思しますのでご容赦ください。

また感染拡大、国の対応方針によって日々対応が変わりますのでその点ご理解頂き、各施設でのBCP作成時のご参考に頂ければ幸いです。

ジェイアイシーウエスト

BCP 目次



I BCP策定の考え方

II BCP 対策本部の設置

III 感染予防対策

IV 感染対応 Warning(警戒)→Preparation(準備)→Practice(実行)

1)フェーズ1:「感染の恐れがある職員、利用者」が発生した場合 (BCP Warning)

2)フェーズ2:「感染が疑われる職員、利用者」が発生した場合 (BCP Preparation)

3)フェーズ3:「感染者(陽性)の職員、利用者」が発生した場合 (BCP Practice)

(注)国内の感染拡大および国の感染対応、方針に変更があった場合、必要に応じ上記を更新します。

参照:

・[社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

・[高齢者介護施設による感染マニュアル](https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

I BCP 策定の考え方

新型コロナウイルス対応は東日本大震災、昨年台風・洪水と同様に大規模災害ととらえBCPの策定が急務となります。ただ、感染症の専門家が少なく、新型コロナウイルスが未知のものでその解明がされていない現状では企業、施設が手探りの中、独自でBCPの策定を進めなければなりません。保険会社のリスクマネジメントの観点から考えると以下がポイントになると思われる。

(BCP作成上の考え方)

1. 施設自ら「感染発生(BCP発動)からBCP解除」までの「プロセス、課題、そして解決策」をイメージし、文書化すること。

各県により、各施設により置かれている環境が大きく違います。

2. 職員、社員がBCPを事前に共有すること。

事前に共有することでよりスムーズな対応が可能となります。また現場にBCPを伝えることで現場の課題がわかります。

3. 想定外はあると認識する。

BCPを策定しても想定外の課題が発生すると思われる。想定外の課題が発生したとき、どのように解決するか意思決定の段取を決めておくことも必要と思います。

地域、各施設によって状況は大きく異なりますので行政、保健所、福祉協会、社協など関係団体と相談しながら各施設がオリジナルBCPを準備することをお勧めします。

II BCP 対策本部の設置

今回発生した「新型コロナウイルス感染」を地震、台風などの大規模災害と同様に考え、万一施設で感染者が発生した際の人命の保護、施設(事業)継続と早期復旧を可能とするため、**感染拡大の恐れがある時点(現時点)**で、BCP対策本部を設置し、BCPを発動します。

対策本部は、構成メンバーの役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する物(感染対策担当者)を決めておくことが必要です。メンバーは複数人で担当し、施設の実態に応じて構成することになります。とくに感染対策担当者は、看護師や施設外の感染管理者等の専門家も構成メンバーとして関与する体制で医療機関等と連携することをお勧めします。

(例)BCP対策本部

	法人本部	施設
BCP対策 本部長 ・方針の決定、対策の統括、施設のクローズ、避難施設の決定など	理事長	施設長
BCP対策 事務局長 ・職員、利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整など		
事務局 ①コロナ対策担当職員(発生状況など確認、集計など) ②対外的窓口(行政、保健所、社協、福祉協会、保護者など) ③感染予防、医療・看護、専門的知識などの情報提供 ④施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理全般 ⑤保健所、医療機関、施設消毒業者、避難施設の確保などの対応 ⑥職員の人員確保、調整、応援手配など		

Ⅲ 感染予防策(例)

企業が実施している感染予防策*の例を記載します。
施設でも既に作成されていると思いますが、ご参考までに例示します。

1. 職員各自が感染予防(手洗い、消毒など)を徹底する。またプライベートでも換気が悪く人が密集している場所には行かない。
2. 職員は施設内ではマスク着用で業務を行う。
3. 施設入口に消毒液をおき、施設に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
4. 職員は出勤前に検温を行い、入社時に上司に体温と体調を報告する。
5. 熱がある職員、または風邪の症状があれば休みとする。
6. 1時間毎にドアノブ、コピー、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所は当番を決め、消毒を行う。
(当番の実施表を作成し、掲示)
7. 来訪者に対しても入口で検温し、マスク着用を依頼する。
(感染拡大の地域は、施設に入ることはできない旨を伝え、業務は基本的に電話、郵送、もしくはWeb TV会議などで対応する方針に切り替える。Web TV会議も導入を検討)
8. 不要不急な会議、研修、出張は中止、延期する。会議後の懇親会も中止する。
(注)中止指示の会議は具体的な人数を指定する。例:7人以上の会議は中止するなど。
小規模の会議を実施する場合はマスク着用とする。

IV 感染対応 BCP Warning(警戒)

1)フェーズ1・・・感染の恐れ*がある職員、利用者が発生した場合

(感染の恐れ*:37.5度以上発熱した職員、利用者)

■BCP初期対応策(例)

項目	対象者	BCP対応策
1. 感染の恐れに該当	職員	①熱が37.5度以上あったことを上司に報告する。 ②施設を休み、自宅待機とする。そして毎日検温し、上司に報告する。 (注)家族が37.5度以上発熱した場合も施設を休み、自宅待機とする。 ③症状が継続し厚生労働省の指針*に該当する場合は 「帰国者・接触者相談センター」に相談し、検査を行う。
	利用者	①熱が37.5度以上あったことを担当者から上司に報告する。 ②他の利用者から隔離した部屋で介護し、担当の職員から上司に毎日の体温と体況を報告する。 ③症状が継続し厚生労働省の指針に該当する場合は 「帰国者・接触者相談センター」に相談し、検査を行う。
2. 対策本部へ報告	職員の上司	感染の恐れがある職員、利用者が発生したことと、その後の経過を報告する。

症状が継続し厚生労働省の指針*:新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000598685.pdf>

IV 感染対応 BCP Preparation (準備)

2) フェーズ2・・・「感染が疑われる*職員、利用者」が発生した場合

***感染が疑われる場合**＝「帰国者・接触者相談センター」へ相談する場合(国の指針)

- ・ 37.5度以上の熱が4日以上続いている場合
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ・ 重篤化しやすい人(高齢者、糖尿病、呼吸器疾患や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方)で2日間症状が続く場合

「帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

■入所施設のBCP 準備(例)

項目	対象者	BCP対応策
1. 感染が疑われる場合	職員	自宅待機のまま、上司に報告し「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
	利用者	他の利用者から隔離し、「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
2. 対策本部へ報告	職員の上司	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを対策本部に報告する。 ②該当の職員、利用者が濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングし対策本部へ報告する。
3. オフィス消毒&BCP発動準備	対策本部	①感染が疑われる職員、利用者が発生した事を職員に案内し、BCP発動を準備する。 ②職員に該当施設の消毒を指示する。
4. 感染が疑われる者と濃厚接触の可能性	職員	自宅待機とし、発熱などの症状を上司に報告する。
	利用者	他の利用者から隔離(個室に移動)し、感染を想定したケアを行う。 例:担当職員を分ける、部屋の換気、マスク・手袋・アイゴーグル着用など 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4参照」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ) http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf

・同室または長時間の接触
・介護等をしていた者、
・気道分泌液若しくは体液、
排せつ物等の汚染物質に直接
接触した者など

IV 感染対応 BCP Preparation (準備)

2)フェーズ2・・・「感染が疑われる職員・利用者」が発生した場合



「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4から抜粋」
(厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

<http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf>

③濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

IV 感染対応 BCP Practice(実行)

3)フェーズ3・・・「感染者(陽性)の職員、利用者」が発生した場合



■入所施設 BCP 対策本部としての対応(例)

項目	対象者	BCP対応策
1. 陽性反応の報告	①上司 ②対策本部	①検査結果を該当職員から上司を通じ対策本部に報告する。 ②保健所の指導に基づき、行動履歴と濃厚接触者を特定し、指示を受ける。
2. BCP発動の決定	対策本部	対策本部は保健所の指示*により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を相談し、職員利用者への対応等 BCPを発動します。
3. 社外へ通知	対策本部	①対策本部は該当施設の職員および他の施設へBCP発動を連絡する。 ②濃厚接触者(職員)に約14日間の在宅勤務、自宅待機を指示する。 ③濃厚接触者(利用者)への事前に決めた対応策を実施する。(注) ④社協、行政、福祉協会、保護者など関係者へ通知する。
4. 消毒手配	対策本部	①保健所の指導のもと日本ペストコントロール協会等に依頼し、日時を確認する。 ②施設消毒時の利用者避難先を確保する。
5. 利用者対応	利用者	BCPにて決定した施設にてケアを開始する。(注)
6. 職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機、在宅勤務をし、毎日の体温、体況を対策本部へ報告する。(注)
7. 施設の消毒	委託会社	日本ペストコントロール協会等の指定業者が施設を消毒する。
8. 濃厚接触者の状況把握	対策本部	濃厚接触者(職員、利用者)の、検査結果、発熱状況など把握し対応する。(注)
9. 通常業務の再開	対策本部	行政、保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

保健所の指示*:感染症発生時の対応について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/minamitama/gyoumu/kansen/kansenyobou.files/kansnhasseijitaiou-shisetu.pdf>

(注)利用者の避難先、職員の対応などを事前に確認し、BCPを作成ください(BCP確認事項:次ページ参照)

IV 感染対応 BCP Practice(実行)

3)フェーズ3・・・入所施設 BCP確認事項

具体的には、各施設で行政、保健所、社協、福祉協会、指定病院など関係者と相談しながら下記の事項を確認し、BCPを作成することをご検討ください。

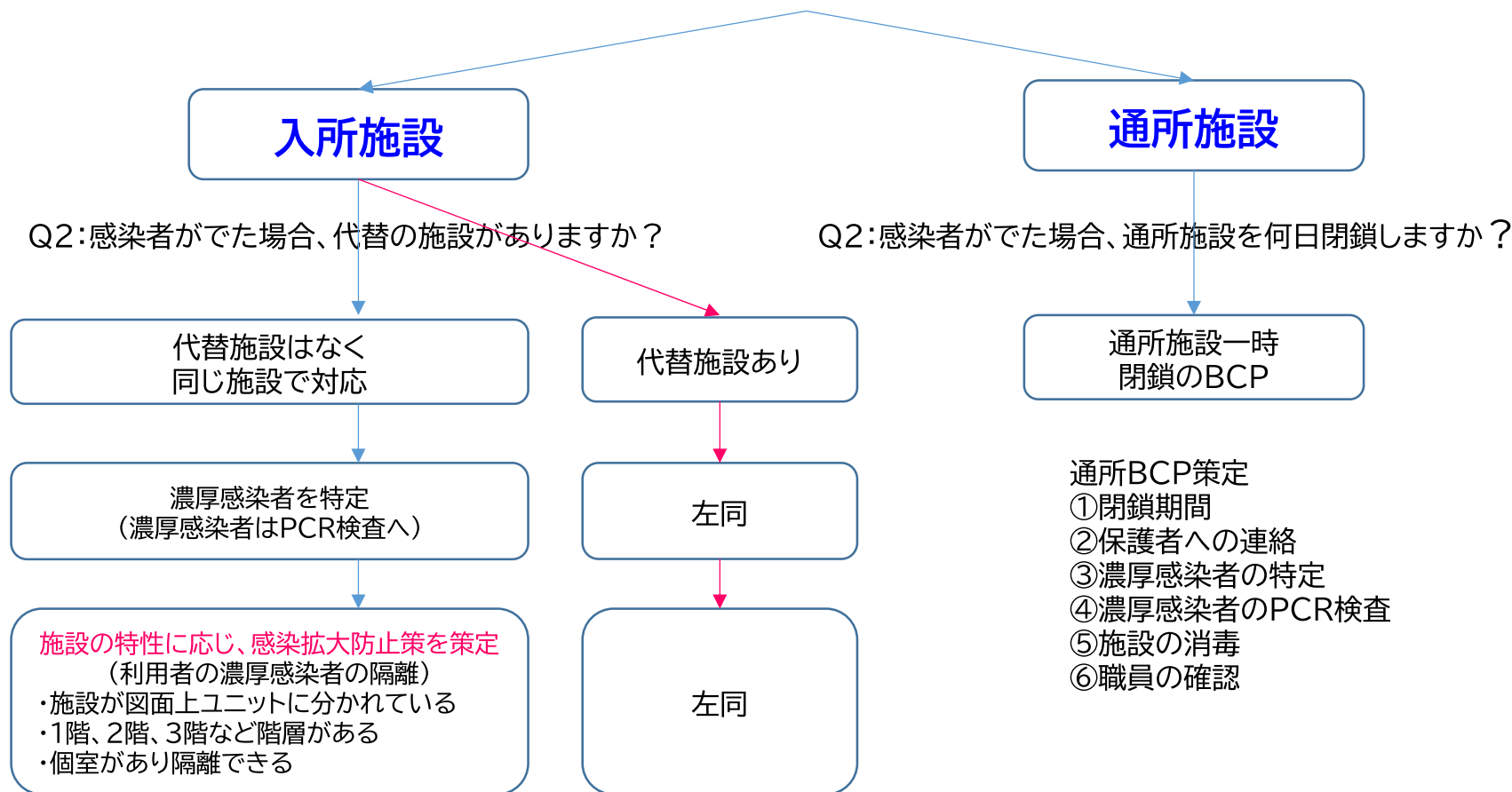
	確認事項	確認
PCR検査	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の検査の注意点、流れはどのようなものか ②施設で感染者がでた場合、濃厚接触者のPCR検査はどのようにすすめていくか (利用者と職員に分けて) ③濃厚接触者以外の職員、利用者のPCR検査は行わないか 	
消毒	<ul style="list-style-type: none"> ①日本ペストコントロール協会以外に依頼は可能か、また依頼する業者が地元にあるか ②依頼するとすぐに消毒できるか、また消毒にかかる時間はどのくらいか ③施設の消毒の後、いつ施設に入ることができるか 	
消毒時の避難先	利用者が一時的に避難する場所をどうするか	
病院入院治療	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の病院入院時の注意点はああるか、特に付添はどうするか ②利用者の病院への送迎はどうするか 	
施設の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の閉鎖は可能か 想定される閉鎖期間(10日～14日)において利用者を避難させる場所はあるか ②避難する場所がない場合は同じ施設でサービスが可能か 消毒した後の施設をすぐに使用して良いか ③濃厚感染者(利用者)を隔離する部屋、スペースはあるか 	
職員	<ul style="list-style-type: none"> ①濃厚感染者(職員)は在宅勤務、自宅待機とするが、濃厚感染者以外の職員はどうするか ②利用者のサポートをいつどこで誰が行うか ③人員は不足するか、不足の場合は他の施設からの応援をどうするか ④ITインフラがあり、在宅勤務でノートPCを活用し、仕事ができるか 	
その他		

IV 感染対応 BCP Practice(実行)

3)フェーズ3・・・BCP 作成のフローチャート(施設を視点を考察)



Q1:感染した施設は入所施設ですか、通所施設ですか？

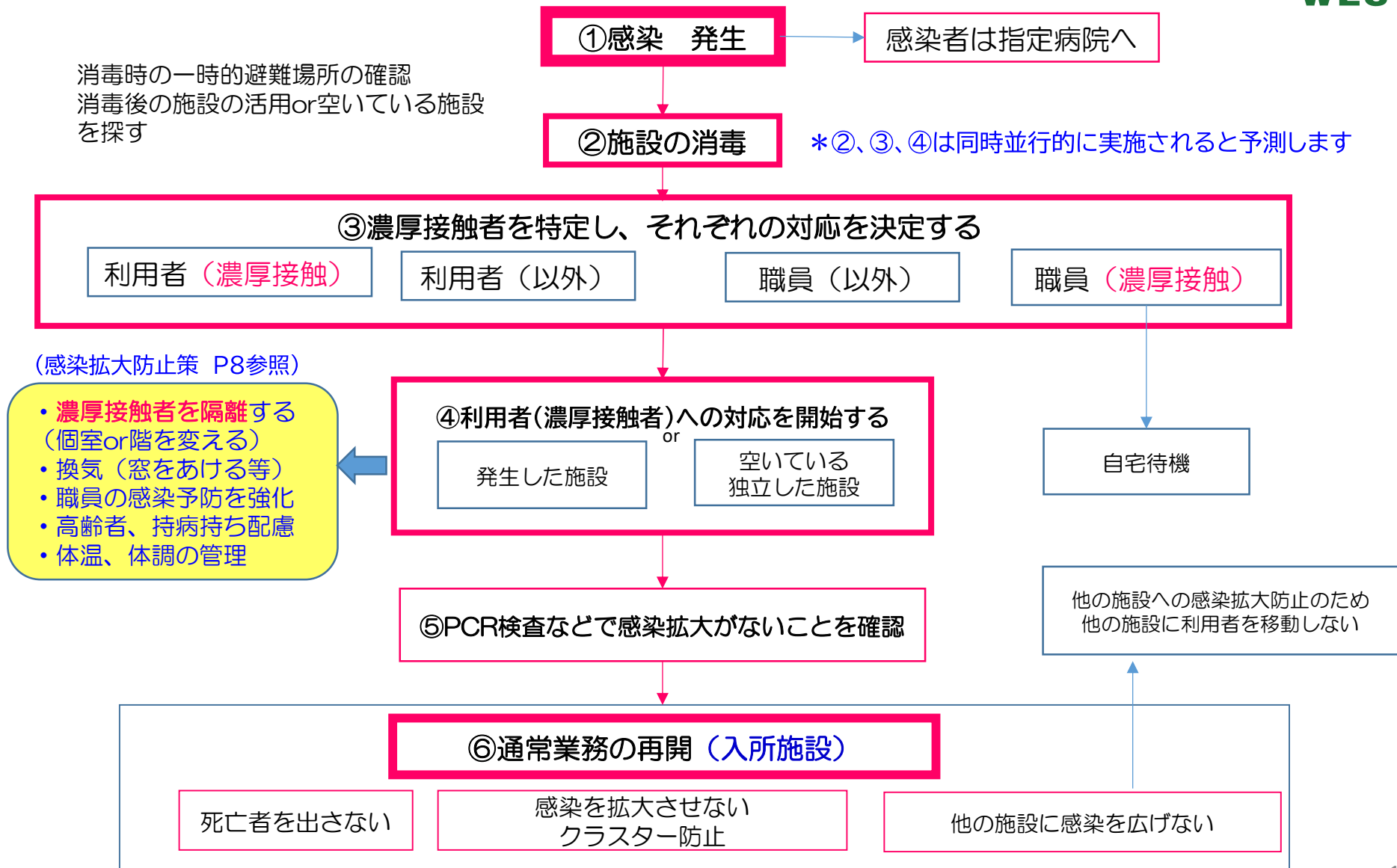


* 濃厚感染者のみ代替施設で隔離する方法もあり

BCP策定において重要なことは各施設の現状の脆弱性を認識し、事業継続力強化の観点から必要事項を施設の代替、職員の確保など人的側面も含め予め検討し、対策を文書化することになります。

IV 感染対応 BCP Practice(実行)・・・入所施設

3)フェーズ3・・・感染発生から通常業務再開をイメージする

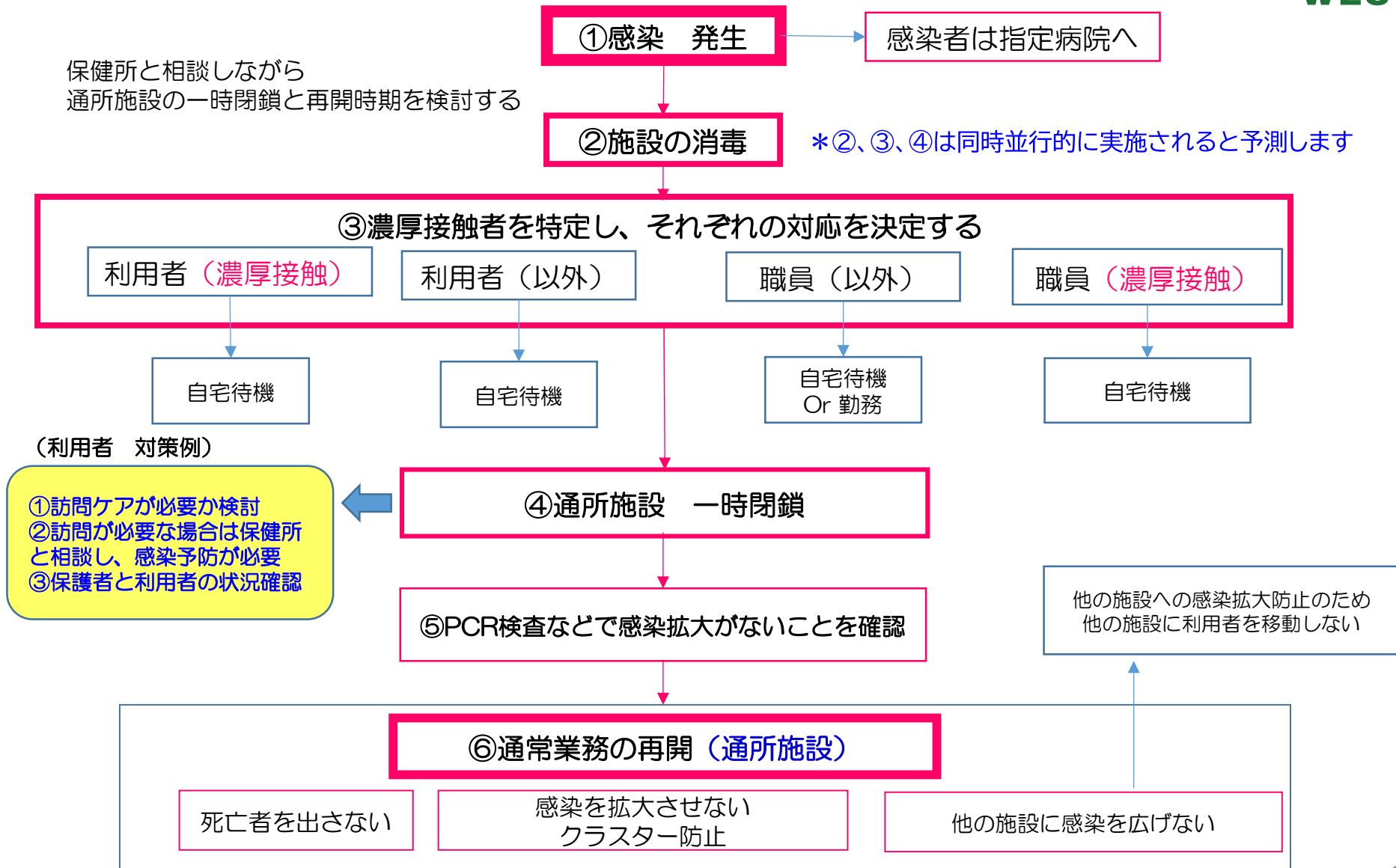


IV 感染対応 BCP Practice(実行)・・・通所施設

3)フェーズ3・・・感染発生から通常業務再開をイメージする

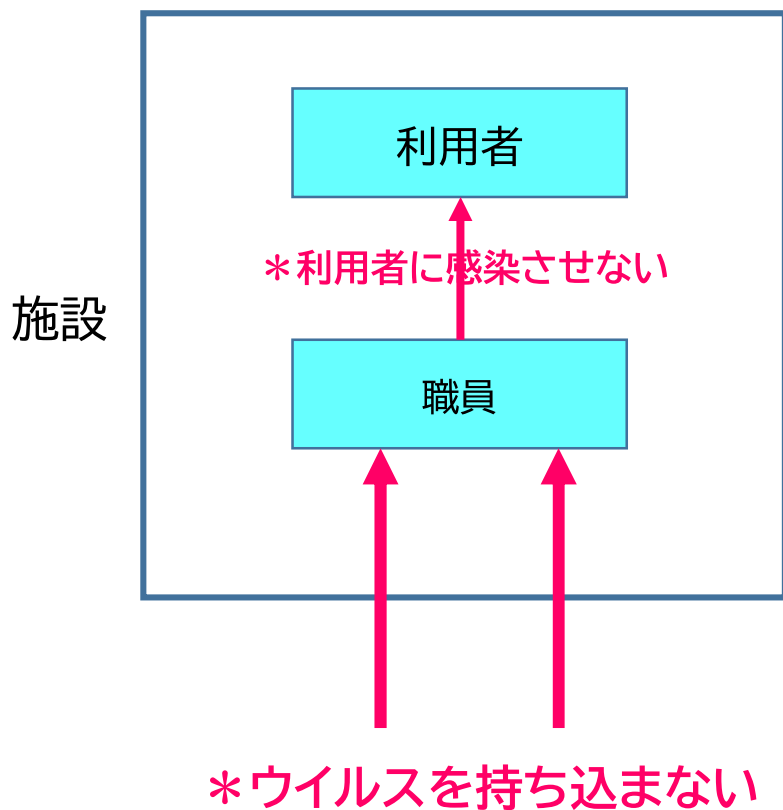


保健所と相談しながら
通所施設の一時閉鎖と再開時期を検討する



参考1：BCPから感染予防策、クラスター防止をレビューする

BCPの観点から再度「感染予防策・クラスター予防策を考えること」をお勧めします。



1. 感染しても死亡者を出さない

- ①
- ②

2. 感染してもクラスター(集団感染)とならない

- ①
- ②

3. 職員が感染しても利用者には感染させない

- ①
- ②

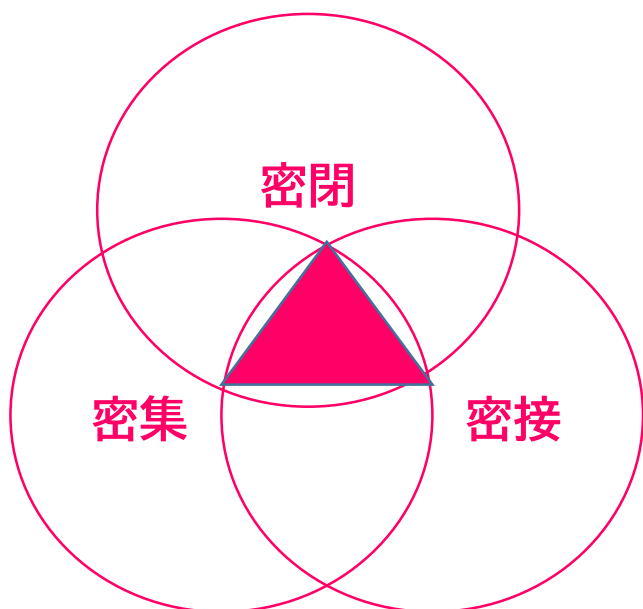
4. 職員が感染しない、外部からウイルスを持ち込まない

- ①
- ②

参考2：施設内 クラスター(集団感染)防止を考える

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(3月19日)から 施設内クラスター(集団感染)防止を考える

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html



専門家からの提言では

最も感染拡大のリスクを高める環境は

①換気の悪い密閉空間(密閉)

②人が密集している(密集)

③近距離での会話や発声が行われる(密接)

という3つの条件(3密)が同時に重なった場合とされています。

クルーズ船、医療機関で発生しているクラスター(集団感染)を施設内で防止するための方策を事前に検討することがBCP上必要と思われます。

(参考:NHKスペシャル 3月22日 放送)

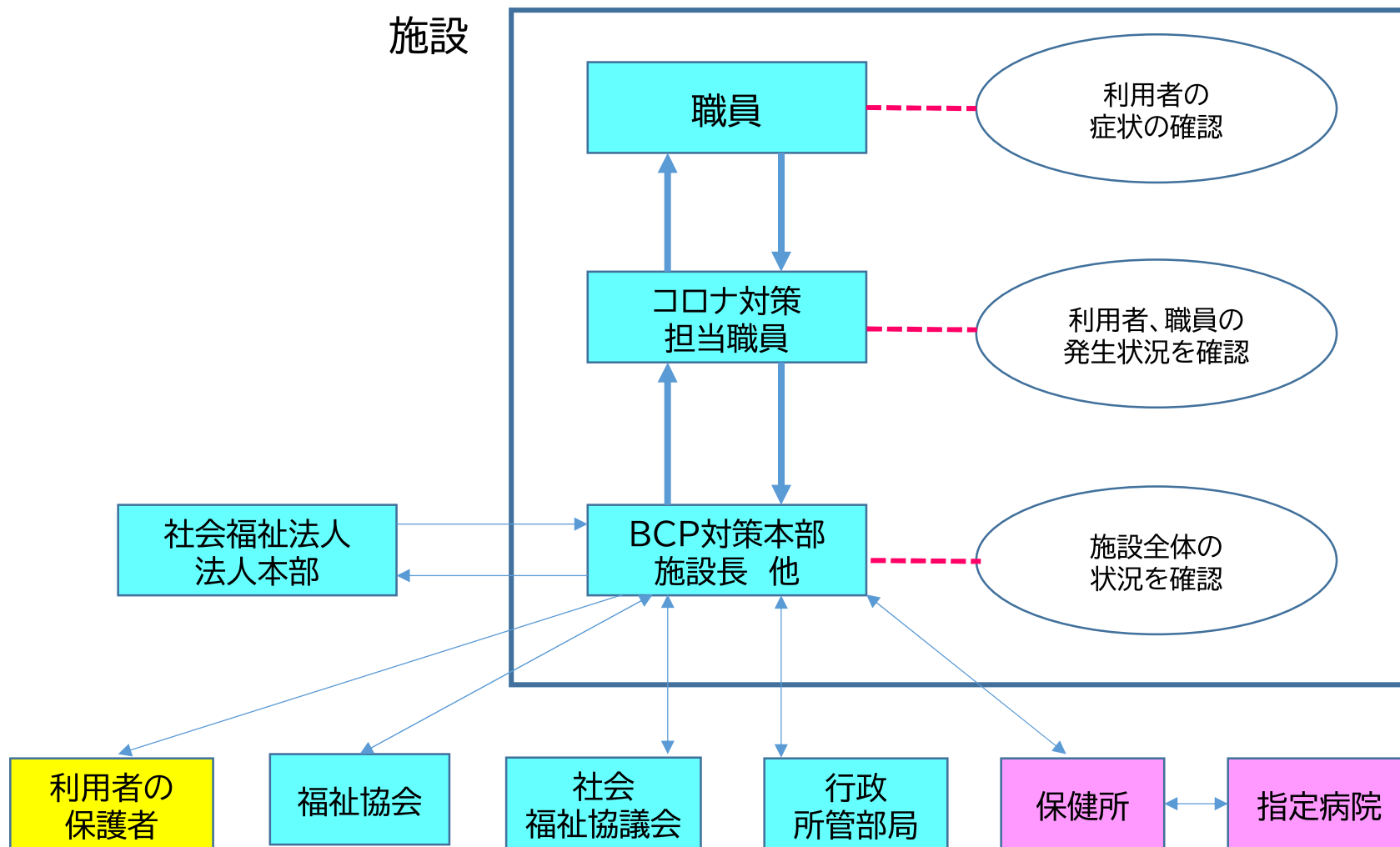
マイクロ飛沫(霧状に20分漂うウイルス)の報道をみた方も多いと思いますが、特に「密閉」にならない対策→**空気の入替え**が重要かもしれません。

入所施設BCP(施設内クラスター防止策)

①

②

参考3：新型コロナウイルス感染症 発生時の対応フロー(案)



参考4： 各種ガイドライン

■社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

■「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」

(厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

<http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf>

■障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html#h2_free1

■高齢者介護施設による感染マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

■新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(3月19日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html